

○利島村奨学資金貸付金

高校、専門学校、大学等生に学資金の貸付をおこなう制度です。

■対象者

次に該当する利島村に住所を3年以上有する保護者(村税等を滞納していない者)

①利島村に住所を有するが、通学のために実際に島外に居住する生徒

②通学のために利島村から島外に転居した生徒

■受付期間希望する者は毎年5月30日までに教育委員会までお越しください。

■必要書類①申請書（教育委員会窓口にあります。）

②在学証明書

■貸付額

大学（高等専門学校これと同程度の学校）月額50,000円上限

高等学校又は専修学校高等科月額40,000円上限

※各学校の修学期間内

■償還

貸付期間終了の6か月後から、10年以内で返還していただきます。

ただし、利島村に居住した期間は免除

詳細につきましては教育委員会までお問い合わせください。